

令和7年第2回国頭村議会臨時会会議録目次

議会会議結果概要	1
会期日程及び処理結果	2
議会議員出席状況	2
○第1号（2月10日）	3
開 会	5
日程第1. 会議録署名議員の指名	5
2. 会期の決定	5
3. 議案第 6号 比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	5
説明	5
質疑	6
討論	10
採決	10
4. 議案第 7号 やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得について	10
説明	10
質疑	11
討論	16
採決	16
閉 会	16
1. 議案等処理一覧表	17

議会会議結果概要

令和7年第2回臨時会

- 1、招集年月日 令和 7年 2月10日
- 2、会 期
- | | |
|-------------|-------|
| 令和 7年 2月10日 | } 1日間 |
| 令和 7年 2月10日 | |

- 3、会議録署名議員 1番 島 袋 晴 美 2番 大 田 孝 佳

- 4、議会答弁のための出席者

村 長 知 花 靖
副 村 長 宮 城 明 正
教 育 長 宮 城 尚 志

総 務 課 長 宮 里 幸 助
農林水産課長 田 場 盛 久
商工観光課長 前 田 浩 也

- 5、職務のための出席者

事 務 局 長 奥 原 崇

主 任 宮 城 美 希

会期日程及び処理結果

自：令和 7年 2月10日

1日間

至：令和 7年 2月10日

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
2月10日 (第1号)	月	1		会議録署名議員の指名	
		2		会期の決定	
		3	議案第 6号	比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
		4	議案第 7号	やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得につい て	原 案 可 決

議会議員出席状況

議 席 番 号 月 日	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番	7 番	8 番	9 番	10番	計
2月10日	○	○	×	○	○	○		○	○	○	9人

令和7年第2回国頭村議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 2 月 1 0 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 会	2月10日 午前10時00分	議 長	山 城 弘 一
	閉 会	2月10日 午前11時23分	議 長	山 城 弘 一
出席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
			9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠席（不応招） 議 員	3 番	山 川 安 雄		
会議録署名議員	1 番	島 袋 晴 美	2 番	大 田 孝 佳
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖		
	副 村 長	宮 城 明 正		
	教 育 長	宮 城 尚 志		
	総 務 課 長	宮 里 幸 助		
	農林水産課長	田 場 盛 久		
	商工観光課長	前 田 浩 也		

議 事 日 程	日 程 第 1 2 3 4	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第 6 号 比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について 議案第 7 号 やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得について
会 議 に 付 し た 事 件	1. 議案第 6 号 2. 議案第 7 号	説明 質疑 討論 採決 〃 〃 〃 〃
会 議 の 経 過		別紙のとおり

○ 山城弘一 議長 ただいまから令和7年第2回国頭村議会臨時会を開会いたします。

開会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程に入る前に、会議規則第2条の規定によって、山川安雄議員から欠席届が提出されておりますので報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 島袋晴美議員、2番 大田孝佳議員、お二人を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日、令和7年2月10日の1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日、令和7年2月10日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第6号 比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第6号

比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年2月10日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

比地キャンプ場等施設の災害に伴い、管理運営を見直すため、本条例の一部を改正する必要がある。

商工観光課長が補足説明いたします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

〔前田浩也 商工観光課長登壇〕

○ 前田浩也 商工観光課長 議案第6号 比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例（平成18年国頭村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「行なわせる」の次に「ことができる」を加える。

第4条の部分中「指定管理者が」を「前条の規定により指定管理者にキャンプ場等の管理を行なわせる場合に当該指定管理者が」に改める。

第5条ただし書中「指定管理者が必要であると認めるときは、村長の承認を得て」を「村長が必要であると認めるとき、又は指定管理者が必要であると認め村長の承認を得たときは、」に改める。

第6条の部分中「指定管理者は」を「村長又は指定管理者は」に改める。

第7条第2項中「利用料金は」を「指定管理者による管理を行う場合の利用料金は」に改める。

第8条中「指定管理者の収入として収受させる。」を「国頭村の収入とする。ただし、指定管理者による管理を行う場合は、指定管理者の収入として収受させる。」に改める。

第9条中「指定管理者は」を「村長又は指定管理者は」に改める。

第10条中「指定管理者は」を「村長又は指定管理者は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月27日から適用する。

今回の一部改正は、去年11月の北部豪雨災害において比地キャンプ場及び遊歩道が被害を受け、施設運営ができない状態となったため指定管理を解約し、村直営としたため条例の一部改正が必要となりました。

次のページをお願いいたします。

現状の条例では、指定管理者のみが運営できる条文となっているため、第3条から第10条中の一部改正において村直営でも運営可能としております。

次のページの新旧対照表は後ほどお目通しください。これで説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 条例改正ということで、災害が起こって村のほうで管理していくという部分を入れるということですが、再建のめどというのはどういう形であるのかお伺いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

去年の12月に村長と東京のほうに要請に行っていました。国会議員の助けもありまして、伊東担当大臣とも直接要望もしているところでございます。今年1月に入って11日に伊東担当大臣もお見えになりました。内閣府の参事官等も含めて現地に来ていただいて、復旧、復興含めてイメージをいただいております。その中で今回令和6年度の起債計画において、単独災害復旧事業債ですね、こちらにも計画書を出しております。そういう形で今進めているところでございます。また、今までの指定管理者ともまめに調整しております。また比地のほうにも情報は共有しているところでございます。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 大臣への要請行動ですね、やっているということで、今のイメージ的にはまだ調整段階ということで、いつ頃まで村としては再建したいという部分がまだ見えていないということであると。

○ 山城弘一 議長 休憩いたします。（午前10時06分）

再開いたします。（午前10時20分）

2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 条例上、復旧するまで村が管理していくという形で今回の条例を出しているんで

すけれども、そして先ほどの答弁では、東京まで行って大臣へ要請して、今県のほうにも要請しているということで、現時点では再建のめどというのは立っていないということですのでよろしいでしょうか、お伺いします。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

今現在、復旧、復興に向けては、まず3月定例議会においての補正予算対応で復旧に向けての設計を予定しております。これは単独災害復旧事業債というところでございます。令和6年度計画に盛り込んでおります。なおかつ、新年度から復旧に向けた検討委員会を立ち上げます。その中に村内のそのフィールドを活用しているガイドさんだったり、環境省、沖縄県の土木事務所、そういった関係者も全部入れて、比地区も当然入ります。復旧、復興に向けた検討を行ってまいります。まず、遊歩道とキャンプ場の設計を行ってそれから復旧というところから始めて、その後の運営方法だったり復興だったりというところのフェーズに移っていきたいと思っております。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今回の条例の一部改正についての内容については理解をするところです。これに至った内容としては観光物産センターから指定管理解約届が出た後に、村がそれを食い止めるということで、その解約時の協議の中で観光物産株式会社としてはこれまで比地大滝の入場料を含めてプラスになる財源確保ができていったというふうに理解するんですけれども、その辺について協議の中で例えば要望ですね、回復に伴って進める要望とか、その辺はなかったのか伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

要望としましては、もう実際に運営できない状況だということで、もう指定管理を解約したいと。要は今後の光熱水費だったりいろんな経費を含めて、当然人件費もこれに含めますけれども、それがもう施設が運営できなければ収入もないということで早めの解除をしたいと。それが本当の要望というところの内容でございました。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 さっきの意見交換会のときにも若干話がありました。閉鎖状態の中で、特に外国人が中に入ってきているという状況の話もありましたが、その後そういうことがなかったか。今現在に至る安全管理をどのように行っているか伺います。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

今現在、駐車場のほうでも徹底した封鎖を行っております。英語表記の進入禁止というところも実際増やしております。先週末、県の工事の業者から情報があって、中国人が入っていたというところなので、今日の朝、中国語表記もゲートのほうに貼り出しというところもございますので、今後多言語化もさらに強化して表記していかないと、進入する可能性がありますので、そこも力を入れていきたいと思っております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 最後に村長にお伺いしますが、先ほど話したように伊東沖縄担当大臣が現地視察に来たということで、これは非常に政治的な動きの中で手腕も取れるかなと思っております。その感触を含めて今後県、国、担当大臣と会った現場での対応状況や今後に向けて、どのような取組をしていきたいのか動きを伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

昨年東京に行って伊東大臣とお会いをしました。大臣としてもわざわざ現場まで見に来てくれたということは大変感謝をしたいと思っております。早速ですが、大臣側から内閣府の職員を向かわせますからということもあって、数日後には内閣府の担当職員が来て現場を視察しております。そういった中でどのような事業を使うのか。その提案もいただいておりますので、先ほど課長からあったとおり、ひとまず単独災害復旧事業債というものがあるので、それと補正のバックもある。それを使って、まず状況の設計、それを入れて今後のリニューアルに関しては検討委員会も立ち上げながらこういった形でやっていくのか。また設計によってどれぐらいの事業費が出るのか、その場合はどの事業を使ったほうがいいのか、あるいはお願いしたほうがいいのかというのは、それぞれのメニューを使いながら、さらに要望していきたいと思っております。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回の条例改正は指定管理者が解約をしたということで、昨年の12月27日からいないということで、村側も管理できるような体制の、そういう条例の仕組みを制定して対応したいということで、先ほどから質疑があるわけですが、やはりこの比地キャンプ場と遊歩道を含めて、村の玄関口でこれまで国頭村の資源を生かした観光、これまで大きな投資もしてきました。ただ、起債事業でまだ償還残高も残っているのではないかとと思われるわけですが、今回の災害を受けて現状としては復旧をしなければ利用再開ができないという大変厳しい状況があるわけですが、できるだけキャンプ場を含めてその施設が早めに生かせるような形の体制、方向性を検討委員会等で考えて、3月定例会では単独災害復旧債を活用しての設計調査の委託等を予定しているということですが、これから季節も暖かくなってきて、国頭の世界自然遺産に触れたいと、自然に触れたいという需要はますます高まってくるということが考えられますので、村民としてもこの施設の早期再開というのはみんな願うところだと私は思っております。そういう意味でいろいろ村長も政府の関係者、あるいは内閣府とも政治的ないろいろな折衝をして、担当大臣も現場視察をするなりそれなりの村としての取組もやっているわけですが、その中で村民向けあるいは村外向けにも広報をしっかりとやっていただいて、さらにそれをするによっていろんな意見も寄せられるんじゃないかと、支援の輪もさらに広がるかと思っておりますので、その辺の強化も図っていただきたいと思っております。

さらには、今災害の河川を浚渫したり、いろんな手当ての措置が県のほうで実施されているわけですが、県のほうも所管する部署がその地域と、それからそこから下のほうは担当部署が違うということもあるようですけれども、下のほうの管理道等の樹木等の除去であるとか、そういうのも併せて県のほうには実施を働きかけてもらいたい。その延長線上で河口側の鏡地の運動場、今村がいろいろ利活用するような施設に改修しているわけですが、その辺の土手の大きな樹木であるとかね。今、比地の河川にはそういう大きなモクマオウなどの巨木があって、その直近で災害が、護岸の決壊とかそういう箇所が私の調査でも既に2か所確認しています。間知ブロックが崩壊している。そういうふうな因果関係も出ていますので、この際、しっかりと管理道路におけるそういう樹木の除去も併せて、並行してやっていただきたいと思うわけです。そうしないと本来の河川管理、地元が望んでいる姿には戻らないと思っておりますので、そこはしっかりと働きかけて、環境美化にもつながりますのでそれはしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますが、その辺の取組について伺います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 お答えいたします。

今の河川については県の管理河川で、県において土砂等の除去等をやっていただいております。先ほど議員がおっしゃったことについては、今後また県の土木のほうとしっかり協議をしながら、我々としても要請は要請として、またしっかりとやりたいと思います。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 関連としてですが、物産センターが指定管理者でありました。その中でやはり比地大滝、物産センターの経営に関して大分収益部門としてありました。現在、コロナ禍を経て順調に来ておりました。しかしながらこういった収益部門もなかなか指定管理として解除していくということにおいて、そこに携わってきた職員等の問題もあります。そういったところをどのように再度雇用していけるのか。今現在の経営においてどういう影響が与えられるのか、そういったところの話し合いとか。今後配置していた人員が解雇になるのか、それともまた再度物産センター内で使ってもらえるとかいろいろありますよね。そういった話というのはあったのかどうか。経営に対して今後の見通し、この部分に関しての見通しがあったはずなんです。それに与える経営の影響というのはどのように考えているのかという話し合い的なものがあったのか。新規にそこにおいての何らかの、例えば今後キャンプ場等が再開された場合、物産センターとして再度指定管理等、携わる考えがあるのか、そういった質問とか話し合いがなされたのかどうか伺います。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

まず、先週も金城社長、平良支配人とも現地比地大滝の管理棟で話し合いもしました。その前から閉鎖するに当たって職員も一部解雇しますと。実際解雇しております。一部職員は空いたポストがありましたので、物産センター本体のほうに比地大滝から職員の配置換えというところも確認しております。今後当然年間収入、昨年度においては1千2百万円の収入があつて、2万3,000人の来場客もありました。そういった物産センターの中でもある程度重要な位置づけの事業だと認識しておりますので、今後に向けては、まずは復旧、復興のめどがつかいたら最終的な段階のお話をしましょうというところで金城社長ともお話ししているところでございます。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 物産センターにおいては、ふるさと納税における携わりも、そこもちょっとという形になっていて、なかなか収益部門等が厳しくなるんじゃないかなというふうに言われている中で、行政がどのようにして、そういったものに関して助成なり、聞いてあげてどのような対応ができるのかというそういったものを行っていくべきではないか、今後においてですよ。そういった厳しい中で実質上、雇用もその分失われると。ふるさと納税においても恐らく雇用もやはり売上げが少なくなっていく中で、今後どのように物産センターというのが経営できるのかというところ、とても正念場ではないのかなというところがあるわけです。どのように今後物産センターを運営していくのか、そういった協議会なり何らかの組織体制、例えば農林水産も理事に入っているわけですよ。そういったものをどのようにして一緒になってやっていく協議会を立ち上げる考えがないのかどうか伺います。

○ 山城弘一 議長 前田浩也 商工観光課長。

○ 前田浩也 商工観光課長 お答えいたします。

今、与儀議員がおっしゃるのはとても大事なところ。今、ふるさと納税の事業も次年度以降なくなるというところでも、来年度は特に事業計画の中では今おっしゃった協議会なりを立ち上げる必要があるのか

などと思っています。物産センターの代表、支配人を含めて協議して、その方向性を固めていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑終結」と呼ぶ者あり)

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号 比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第6号 比地キャンプ場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○ 山城弘一 議長 10分間休憩いたします。(午前10時41分)

再開いたします。(午前10時48分)

日程第4 議案第7号 やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第7号

やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得について

次のとおり備品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 取得の目的 | やんばる森のおもちゃ美術館備品購入業務 |
| 2 取得数量 | やんばる森のおもちゃ美術館備品 一式 |
| 3 取得金額 | 20,130,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都新宿区四谷四丁目20番1号 |

特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会
理事長 多田 千尋

令和7年2月10日提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議員 山城 弘一 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による。

農林水産課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

〔田場盛久 農林水産課長登壇〕

○ 田場盛久 農林水産課長 議案第7号 やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得について補足説明いたします。

今回の備品購入業務は、今年度から次年度にかけて拡張整備されるおもちゃ美術館に配置される木のおもちゃの購入について一括交付金を活用し行うものであります。事業者の選定については、簡易型プロポーザル方式において行いました。では、資料を説明いたします。

次ページをお願いいたします。資料①、1月30日に行われたプロポーザルの審査結果報告書となっております。

ページをめくりまして、資料②、物品売買契約書となっております。

次ページをお願いいたします。資料③、今回整備されるおもちゃの備品リストとなっております。

次ページをお願いいたします。資料④、資料③に上げられたおもちゃの配置を示す資料となっております。

次ページをお願いいたします。資料⑤、おもちゃのイメージ図となっております。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 プロポーザルで公募したということで、申込みあったのは1者のみですか。お伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

応募があったのは1者のみでした。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 資料⑤のほうですけれども、例えばパイナップル、ゴーヤとか、プラスチックのような感じに見えるんですが、もう少し木目を生かしたような形のものを検討して発注するという考えはありますか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

ここで示されているのはあくまでもイメージ図であります。今回整備するものについては、そのほとんどが沖縄の素材に近づけるということでのオリジナルのものになりますので、そこら辺については木目を生か

すということは当然そうですが、特に沖縄県産材、リュウキュウマツとかカシノキとかそういった材料を検討したところではあるんですが、素材自体が大変硬くて細かい作成に向かないものもあります。また、着色をして仕上げるという工程の中で、場合によっては木目が見えなくなるということも考えられますので、そこら辺についてはその材と何を作るかによって、これからまた細かい調整に入ってくると思います。やはり林業の村ということをしかりアピールできるような内容にしたいと考えていますので、そこら辺については今後細かい調整の上で進めていくということを考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 答弁の中で着色という言葉が出ましたけれども、着色をする濃さですね、それがプラスチックに見えないのかなという部分がすごく気になるところです。例えば形を作って、パイナップルだったらパイナップルの形を作って、ハンダごてみたいな形で、色合いで木目を出しながら着色なしのものを作るともっとより木のぬくもりというのが出てくるんじゃないかという感じがするので、着色でやると、本当にプラスチックに見えないのかなと心配なので、そこはしっかりと調整しながらやってもらいたいという1点と。こういうおもちゃを飾って作ったときに、加工施設がありますよね。そこでお客さんが来たときに自分たちでちょっとした形で似たような形のものを作って、例えば持ち帰りもいいし、それをそのままそこに飾っておいてもいいし、飾ることによってリピーター、人を引っ張ってくる力が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこらも検討しながら進めていってほしいなというふうに感じるんですけども、どうでしょうか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

当然、今大田議員のおっしゃるとおりであります。木のおもちゃというのは前面に出なければ全く意味がありませんので、そこら辺は色の濃さだったり、あるいは木目をどう生かすかについては、やはり個々の作家さんの考え方というのが表に出てくるかと思います。そこら辺についてはイメージというのをしっかりとこちらのほうから伝えて、木なのかほかの素材なのかということは混同がないようにしたいと思いますし、木のぬくもりをしっかりと感じられるようなものに仕上げていきたいと考えているところであります。また、イメージ図の1ページ目のほうには着色されたものが出ていますが、積み木であったり、こまであったりとか、そういったものについては着色なしの木目がしっかりと見える形での仕上がりになろうかと想定しているところであります。あと、この体験については資料④の配置図の中の建物の右端のほうに2つの部屋がありますが、上のほうがセミナールームで、下のほうが体験コーナー、いとのこ工房となっておりますので、このほうで木工の体験もできるスペースとなっているところであります。ここで体験して物を作ってお土産を持ち帰るということもいろいろ幅広く展開できるものと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかに質疑ございませんか。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今回の公募型、簡易型プロポーザル方式については1者のみであったと。企画競争入札の中では複数のものが公募していただければ望ましいのかなと思っていますが、集計表を見ますと4名の方が委員で、1人当たり持ち点100点の中で、平均66点と。これが比較対象がないのでどうなのかなというのがちょっと疑問に思うところでありますけれども、それについて1者のみで委員の皆さんの中でおのおの意見はあったと思いますけれども、その1者がふさわしいという決定になったものも含めて講評をいただければと思います。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 審査員の中に私も入っておりますけれども、総評としてどういうふうに評価したかというところ。おもちゃ美術館の備品購入業務の中に仕様書というのがありまして、その仕様書の中でどう説明されているかというところですね。まずは図面にもあるように、フルーツ畑、やさいウォール、花のウォール、沖縄の野菜的なものをどのような木を使って、どんなモチーフで作られていくかということを見たときに、イメージはあるんですけども、それをしっかり子どもたちにどういう形で遊んでもらえるかということだと思っております。様々なモチーフを収集して遊ぶんだろうなというイメージがまずは出てきた。というところの評価ですね。それからままごと遊びの中で、模擬的な包丁を作って野菜を切って遊ぶんだろうなというところで評価されました。それからやんばるの森のエリアという形で世界自然遺産の多種多様な生物をモチーフにしたおもちゃというところも出ておりましたので、そこも評価に値するかなというところ。あと業務の計画性、準備、作り手との連絡体制だとかというところ、それから単年度事業ではあるんですけども、一括交付金を使いますので、そこは実質的な繰越し予定はしておりますけれども、しっかりと形になるんだろうなというところも予想しております。あとは業務をしっかりと適正に遂行できるか。人材確保が構築されているかというところを含めて総合的に判断した結果、特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会というところが採用されたと認識しています。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 一括交付金を活用して単年度事業ということですが、先ほどからあるように繰越し事業になるだろうという想定ですが、関連施設の増築工事も含めて発注時期、スケジュールについて取組が非常に遅いんじゃないかというふうには思います。その辺の、今回の公募のスケジュールについても令和7年1月8日、年明けて公募開始、提出が1月28日ということで、年度内非常に厳しい状況の中で契約を一旦結んでいくわけですが、その辺の発注までの、関連施設も含めてですが、発注の準備態勢の在り方とか今後に向けてしっかりとやっていかないといけないんじゃないかと思しますので、その辺の取組を含めてどうだったかということをお伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

渡口議員のおっしゃるとおり大変発注時期が遅れてしまいました。その一番の大きな要因というのが、既存施設の建築確認申請の手続が過去において行われていなかったということと、それを済ませた後も沖縄県のほうからなかなか承認、ゴーサインというのが出なかったんですね。この理由の一番大きなものとしては、既存施設の防火関係の基準というのがありました。過去の資料ではこの既存施設については、準耐火施設という定義だったんですね。準耐火施設というのは防火関係の耐火施設ではないけれども、全くないではなくて、ある程度の防火組織を備えている施設であるという定義だったんですが、皆さん御存じのとおり開けてみるとみんな木ですので、小さな火でもすぐ燃えてしまうような施設なんですね。それはその定義とは違うだろうと。それも是正しなければいけないという県のほうからの強い指導がありまして、それに伴って設計の変更も余儀なくされたところがあります。一番大きな要因は、既存施設と新しい施設との接続部分ですね。当初は壁一枚くりぬいて、そこから隣の新しい施設へ入るような形だったんですけども、その建物の接続部分に排煙窓があるんですね。くっつけてしまうとこの排煙窓の機能が失われてしまいます。そうするとスプリンクラーであったりとか、それをカバーするその他の施設をしっかりと整備しなければいけない。それも膨大な時間と経費が要するということが判明しましたので、それを解決するために新しい施設と既存の施設の間にはある程度のスペースを設けて、そうしたら排煙窓の機能を保持しつつ接続していくという設計を余

儀なくされてしまったのでそこら辺で少し時間を要したということになります。これがはっきりしなければ今回のおもちゃ美術館の配置についても図として作成することができませんでしたので、その部分が後ろにずれ込んだものと認識しております。これはそのほかの公共工事全体に関係してくるところであります、やはり1つの事業、工事の中でやるべき、取るべき作業はしっかりやらなければ後々こういったことが起こるということについては、今回のことでしっかり身にしみているところでもありますので、今後このようなことがないように、しっかり確認しながら、漏れなく進めていくことを認識しているところでもあります。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 契約金額についてお伺いしますが、今回の契約金額が2,013万円ということですね。契約金額については9,000個のおもちゃから見積りを新たに徴収し、本村が設定する予定金額の範囲内であることを確認するということですね。予定金額が2,013万6千円と、6千円の残だと思うんですが、これについては、本村の設定する予定額の設定根拠を伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

これについては、まず今回のおもちゃ美術館の増築について、基本計画、それから基本設計等を担当していただいた業者のほうにこれだけの容量の中に埋め尽くすおもちゃの数、それから単価、そういったものを過去の導入実績の中からいろいろ積算をはじき出して見積りをいただいたところ、3千万円、4千万円ぐらいの物すごく大きな金額の見積りが上がってきておりました。その中で、本当にその数字が妥当かどうかということを確認するためには、国内の過去の類似施設等、その中の導入の実績等を勘案して、平米当たりの備品の導入実績を比較しながら、最終的にはその数字になったわけですが、その中でも国頭村のほうで整備するものが今回の2千万円余ということで落ち着いたところですが、これについては美術館側にも幾らかの負担はしてほしいということで、こちらから投げております。その最低限これだけの規模の備品が必要になりますということで、半々というわけではないんですが、若干村のほうが多くなっていますが、法人側にも負担いただいて、全体をそろえるような形のやり方を取らせていただいたところでもあります。以上です。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前11時11分）

再開いたします。（午前11時13分）

ほかに質疑ございませんか。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 おもちゃ美術館ということで、内部の備品というところで数量的にも、品目的にも結構あるわけですが、本体工事も繰越工事になるということですが、本体が出来上がり、それに並行してその備品は納入して、計画的な開館に間に合うという形で備品の整備についても進める形になると思うんですが、この契約書を見ると令和7年3月21日という納入期限が打たれているわけですが、これを受けて製作に入るということになるかと思うんですが、実際に今想定される納入期限というのは、繰越しをして3月31日までの間に納入するという考えなのか。その辺についてまず1点お伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、これから発注して今年度末までに納品というのは困難であります。それは先に想定しておりますので、一括交付金については事業の繰越しの手続を進めているところでもあります。その承認が下

りた時点で工期延長の手続に入ろうかと思えます。見ているのは、新築工事に併せて、それが開館までにはしっかりそこにおもちゃもそろっていないといけませんので、その工事の期間等をしっかりお尻をそろえる形でこれについても設定したいと考えております。備品については、工事完了を待たず納品ができるようなスケジュール感ですので、また納品後は開館までの間どこか別の場所で一時保管するということを想定しているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 この備品、品目、それから数量が結構あるわけですが、その将来の管理というか、これは納品の場所は当然この場所で納品して様子見るという感じですが、どういうふうな形の備品管理を行っていくのか。村としてはいろいろ考えがあると思うんですが、備品台帳で管理していくと思うんですが、その辺についてスケジュール的なものも含めて説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 答えいたします。

今おっしゃるとおり備品の管理をどうするかについて、私たちについても課題としているところであります。特に積み木とか、あるいは卵ボールの卵だとかというのは、子どもたちが手に触れたり、もしかすると口にしたりする場合も想定されますので、これに1個1個シールを貼るというのは難しいと考えております。ただ、備品としてしっかり管理しないといけませんので、箱詰めの一式で何個入っているという形での管理の仕方になろうかと考えております。少し大きめの備品についても、やはりこのデザインの観点から行くと、シールを貼ったりするというのはちょっとそぐわないので、写真の台帳として管理できればいろいろ考えているところであります。これについては他の事業者ではどのような管理をしているのかという情報も集めて、よりしっかり管理ができるような方法で整備したいと考えているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 すみません、1つだけ質疑させてください。

2千万円の高額なおもちゃ、保護者が聞いたらびっくりするぐらいの金額になると思うんですけれども、これまでに、今関連する質疑になると思うんですが、盗難であるとか破損、こういったことはこれまであったのか。それに対する措置というものはどのようにされていたのかということがありましたら伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 答えいたします。

これまで既存の施設の中でおもちゃ単体が盗難にあったという話は伺っておりません。今後については、破損したりとか、あるいはお子さんが何か誤って持ち帰ってしまったりとか、そういったことも今後想定されますので、そこら辺についてはしっかり管理者側と協議をして対策を取っていきたいと考えているところであります。

○ 山城弘一 議長 質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号 やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

起立多数でございます。したがって議案第7号 やんばる森のおもちゃ美術館備品の取得については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、令和7年第2回国頭村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

これをもって、令和7年第2回国頭村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 (午前11時23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 山 城 弘 一

会議録署名議員 島 袋 晴 美

会議録署名議員 大 田 孝 佳